

# マイホームサポート通信

マイホームサポート通信は、毎月、住宅メーカー協議会が  
会員の皆様の住まいづくりに役立つ情報をお届けします！



## ご存知ですか?

互助会では、互助会と業務提携を締結した住宅メーカー(住宅メーカー協議会)と  
マイホームの新築・購入・リフォームをされた方にお得な特典が受けられる制度があります!!  
※互助会で紹介申込書兼紹介票の発行を受けた方又は互助会へ資料請求カードをお送りいただいた方に限ります。

特典

### 割引があります!

- 新築・建替え 建物本体価格の**3%割引**
- リフォーム 見積金額の**3%割引**
- 分譲住宅・分譲マンション 販売価格の**0.5~3%割引**

※消費税および付帯工事の一式を除きます。

特典

### 互助会から記念品を贈呈!

新築・建替え・分譲住宅・分譲マンションを  
ご契約の方に10万円を限度に  
本体価格の**0.2%程度の商品等**

※特典①を適用された方に限ります。

※分譲住宅・分譲マンションは、販売価格が  
1,000万円以上の場合に限りです。



AsahiKASEI  
旭化成の住まい

住友林業

セキスイハイム

SEKISUI HOUSE

Daiwa House

Panasonic Homes

ミサワホーム

三井ホーム

## FEATURE OF THE MONTH [今月の担当:旭化成ホームズ株式会社]

2024年2月号



**HEBEL HAUS 大津プリンス展示場リニューアルキャンペーン(2月末迄)**  
大津プリンス展示場にご予約の上、ご来場頂いた方にAmazonギフト券3000円をプレゼント!  
(ご予約の際に必ずマイホームサポート通信を見てとお伝えください。)



滋賀県大津市におの浜4-7-7  
大津プリンス住宅博内  
(TEL) 077-526-3310



ご予約は  
こちらから



ヘーベルハウス大津プリンス展示場

# 子育てエコホーム支援事業 について

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得を支援することにより省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図るための施策として閣議決定されました。

## 補助額（予定）

長期優良住宅

100万円/戸

ZEH住宅\*

80万円/戸

\*強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの

## 対象者

子育て世帯※1

18歳未満の子を有する世帯



若者夫婦世帯※2

夫婦いずれかが39歳以下の世帯



## スケジュール

※2023年11月14日現在

お早めのご検討を  
オススメします。

着工：令和5年11月2日以降に基礎工事より後の工程の工事に着手

交付申請期限：令和6年12月末もしくは予算上限に達するまで

完了報告：住宅の規模に応じて令和9年2月末まで

令和5年度補正予算案

2100億円

※本制度は国会で補正予算が成立することが前提となります。

※1：子育て世帯とは、申請時点において、子を有する世帯とする。子は令和5年4月1日時点で18歳未満（すなわち、平成17〔2005〕年4月2日以降出生）とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合には、令和4年4月1日時点で18歳未満（すなわち、平成16〔2004〕年4月2日以降出生）の子とする。  
 ※2：若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦である世帯とする。若者夫婦とは令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下（すなわち、昭和58〔1983〕年4月2日以降出生）とする。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合には、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下（すなわち、昭和57〔1982〕年4月2日以降出生）の世帯とする。

※以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅は原則半額

(i) 市街化調整区域 (ii) 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る）

※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。

※土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る）に立地している住宅は原則除外とする。

※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域）内」で建設されたもののうち、3戸以上の隣接又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の隣接によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。

国土交通省の  
報道発表資料はこちら

